人事院中国事務局　〒730―0012　広島市中区上八丁堀６―30
人事院四国事務局　〒760―0068　高松市松島町１―17―33
人事院九州事務局　〒812―0013　福岡市博多区博多駅東２―11―１
人事院沖縄事務所　〒900―0022　那覇市樋川１―15―15

⑵　提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。

⑶　受験に際し、身体の障害等があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。

⑷　試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

平成29年度刑務官採用試験公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。

平成29年６月14日　人事院事務総長　古屋　浩明

1　試験の名称　平成29年度刑務官採用試験

2　試験の区分　刑務Ａ、刑務Ｂ、刑務Ａ（社会人）、刑務Ｂ（社会人）、刑務Ａ（武道）及び刑務Ｂ（武道）

3　地域試験　それぞれ次表に掲げる地域試験に区分し、実施する。

地域試験	地域の範囲（採用官署が所在する地域の範囲）
刑務Ａ北海道地域 刑務Ｂ北海道地域 刑務Ａ（社会人）北海道地域 刑務Ｂ（社会人）北海道地域 刑務Ａ（武道）北海道地域 刑務Ｂ（武道）北海道地域	北海道
刑務Ａ東北地域 刑務Ｂ東北地域 刑務Ａ（社会人）東北地域 刑務Ｂ（社会人）東北地域 刑務Ａ（武道）東北地域 刑務Ｂ（武道）東北地域	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
刑務Ａ関東甲信越静地域 刑務Ｂ関東甲信越静地域 刑務Ａ（社会人）関東甲信越静地域 刑務Ｂ（社会人）関東甲信越静地域 刑務Ａ（武道）関東甲信越静地域 刑務Ｂ（武道）関東甲信越静地域	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県、静岡県
刑務Ａ東海北陸地域 刑務Ｂ東海北陸地域 刑務Ａ（社会人）東海北陸地域 刑務Ｂ（社会人）東海北陸地域 刑務Ａ（武道）東海北陸地域 刑務Ｂ（武道）東海北陸地域	岐阜県、愛知県、三重県、富山県、石川県、福井県
刑務Ａ近畿地域 刑務Ｂ近畿地域 刑務Ａ（社会人）近畿地域 刑務Ｂ（社会人）近畿地域 刑務Ａ（武道）近畿地域 刑務Ｂ（武道）近畿地域	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
刑務Ａ中国地域 刑務Ｂ中国地域 刑務Ａ（社会人）中国地域 刑務Ｂ（社会人）中国地域 刑務Ａ（武道）中国地域 刑務Ｂ（武道）中国地域	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
刑務Ａ四国地域 刑務Ｂ四国地域 刑務Ａ（社会人）四国地域 刑務Ｂ（社会人）四国地域 刑務Ａ（武道）四国地域 刑務Ｂ（武道）四国地域	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
刑務Ａ九州地域 刑務Ｂ九州地域 刑務Ａ（社会人）九州地域 刑務Ｂ（社会人）九州地域 刑務Ａ（武道）九州地域 刑務Ｂ（武道）九州地域	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
刑務Ａ沖縄地域 刑務Ａ（武道）沖縄地域	沖縄県

なお、刑務Ｂ区分、刑務Ａ（社会人）区分、刑務Ｂ（社会人）区分及び刑務Ｂ（武道）区分の沖縄地域の地域試験は行わない。

4　対象官職　懲役、禁錮又は拘留の刑の執行のため拘置される者等の収容及び刑事施設（これに附置された労役場及び監置場を含む。）における被収容者等の処遇並びに刑事施設の警備の分野に係る専門的な知識を必要とする事務をその職務の主たる内容とする係員の官職

5　給与　この試験に合格し、採用された者は、「一般職の職員の給与に関する法律」の定めるところにより、原則として下記の俸給月額を支給される。

（試験の区分）	（適用俸給表）	（俸給月額）
刑務官	公安職俸給表㈠	１級３号俸　168,400円
刑務官（社会人）	公安職俸給表㈠	１級３号俸を基準とし、採用前の経歴を勘案して決定される。

なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。